

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月22日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第8号

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「公益財団法人新潟市体育協会」を「公益財団法人新潟市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。